

**平成 2 8 年度
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策
実施状況**

制度の概要

◇ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策とは
(国事業名：多面的機能支払交付金)

⇒ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動や豊かな自然環境を保全する活動を支援する制度

- ・ 平成19年度から開始

- ・ 平成27年度からは法律補助に

- ※平成26年度に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が成立、公布され、平成27年度から施行

農業・農村の多面的機能とは

農業・農村は、米や野菜などの食料やその他の農産物の生産の場として重要な役割を担っている。

と同時に、

農村で継続的に農業が行われることにより生じる、農産物の生産・供給以外の様々な機能を有している。

その様々な機能を

「農業・農村の多面的機能」

という。

農業・農村の多面的機能とは

具体的には、

- ・ 国土の保全**
- ・ 水源の涵養**
- ・ 自然環境の保全**
- ・ 良好な景観の形成**
- ・ 文化の伝承**

等の多面にわたる重要な機能を有しており、その恩恵は都市住民を含めて国民全体に及んでいる。

制度の目的

これらの農業・農村の多面的機能は、

- ・ 持続的な農業生産活動
- ・ 集落で行われている草刈りや道普請などの共同活動

を通じて、農地や水路、農道等の地域資源が保全されることで維持・発揮するもの。

制度の目的

しかし…

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、多面的機能の発揮に支障が生じつつある。



このため、農業・農村の多面的機能が今後とも維持・発揮されるよう、地域資源を適切に保全する地域の共同活動に対し支援を行う

制度の概要

農地維持支払【多面的機能を支える共同活動を支援】

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持などの地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源保全管理構想の作成など

資源向上支払【地域資源の質的向上を図る共同活動を支援】 【施設の長寿命化のための活動を支援】

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成する活動組織

【対象活動】

- 地域資源の質的向上を図る共同活動
 - 標準型：「水路、農道、ため池の簡単な補修」「生態系保全や水質保全活動」など
 - 環境保全型：標準型にプラスして実施する用水節減活動や水質浄化池の機能維持活動
 - 防災減災型：標準型にプラスして実施する田んぼの貯留機能等を高める活動
- 施設の長寿命化のための活動
 - 水路の更新等の活動

制度の概要

◇支援単価（単位：円/10a）

	農地維持支払	資源向上支払（共同）			資源向上支払 （施設の長寿命化）
		標準型	環境保全型	防災減災型	
田	2,200	1,300	1,800	1,800	4,400
畑	1,500	800	1,080	800	2,000
草地	180	120	180	120	400

◇負担割合

国：50% 県：25% 市町：25%

◇活動期間

5年間

農地維持支払

【多面的機能を支える共同活動を支援】

法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持



農地維持支払

【多面的機能を支える共同活動を支援】

施設の点検



年度活動計画の作成



地域資源保全管理
構想の作成



資源向上支払 <標準型>

【地域資源の質的向上を図る共同活動を支援】

水路の簡易な補修



生態系保全活動※ (生きもの調査)



水質保全活動※ (水守当番による排水調査)



※：必須活動

資源向上支払 <環境保全型>

【地域資源の質的向上を図る共同活動を支援】

標準型 + 水質浄化池の機能維持活動

標準型 + 10%以上の用水節減活動 ~H28年度

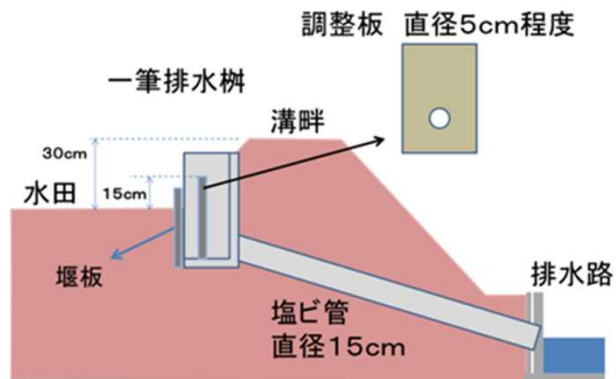


資源向上支払 <防災減災型>

H28年度～

【地域資源の質的向上を図る共同活動を支援】

標準型 + 田んぼダム



資源向上支払

【施設の長寿命化のための活動を支援】

水路の更新



高度な農地・水保全活動

～H28年度

(H24年度、H25年度採択のみ)

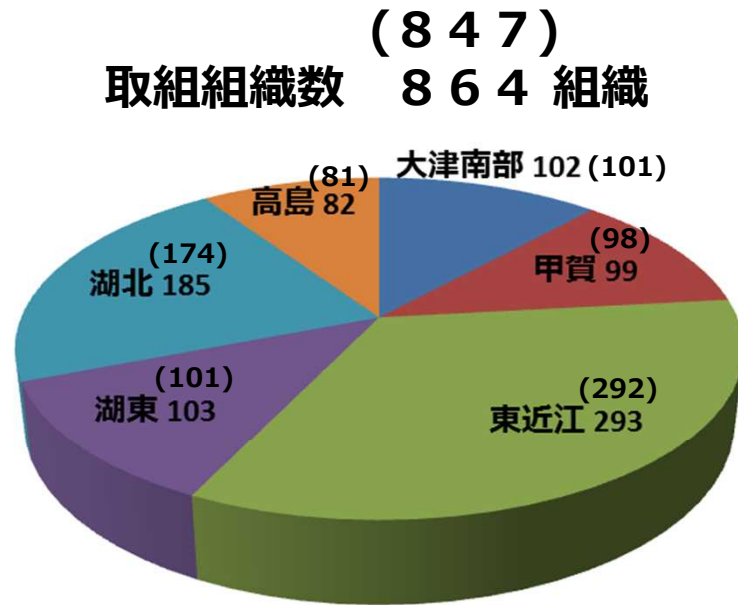
一筆魚道の設置



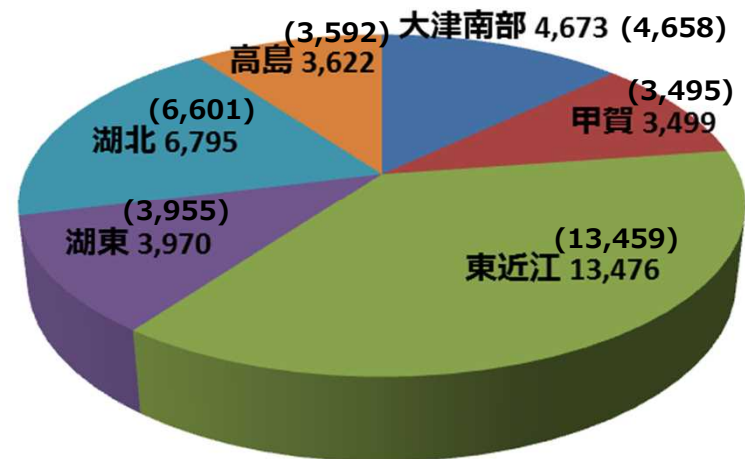
浄化水路による水質保全 (水路への木炭等の設置)



平成28年度の取組状況〔農地維持支払〕

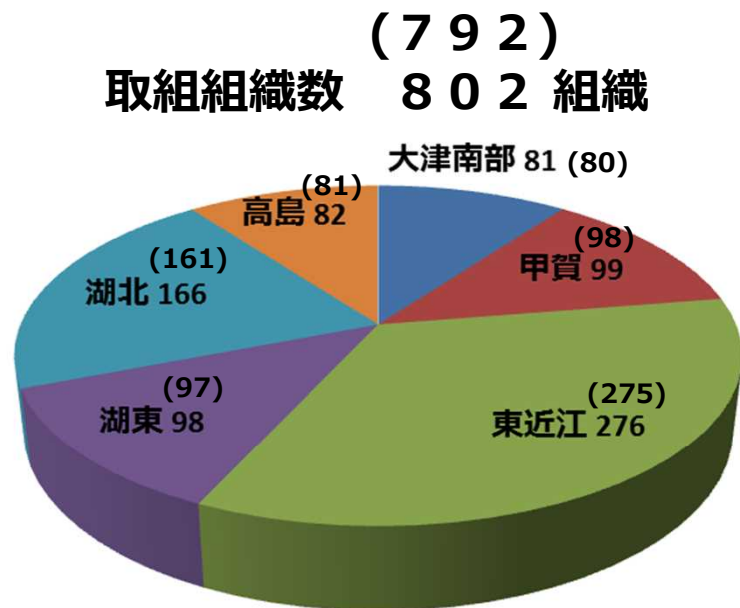


(3 5 , 7 6 0)
取組面積 3 6 , 0 3 5 ha

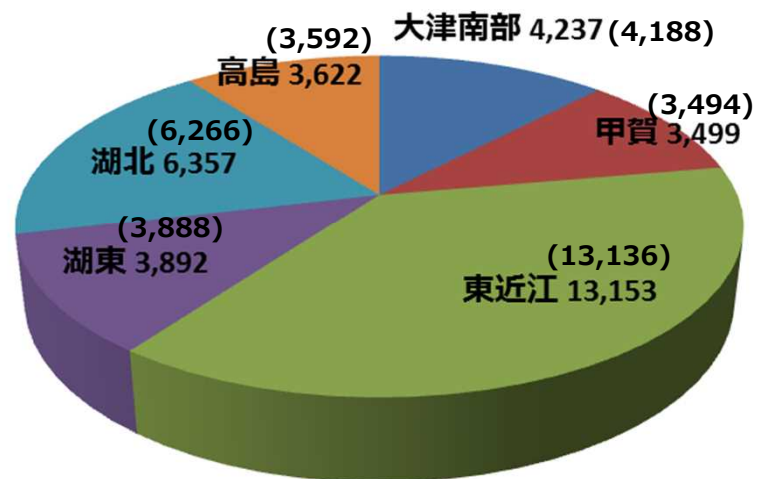


()の数値は平成27年度

平成28年度の取組状況〔資源向上支払（共同）〕



(34,565)
取組面積 34,759 ha



()の数値は平成27年度

平成28年度の取組状況〔農地維持支払〕

農振農用地（51,531ha）のうち

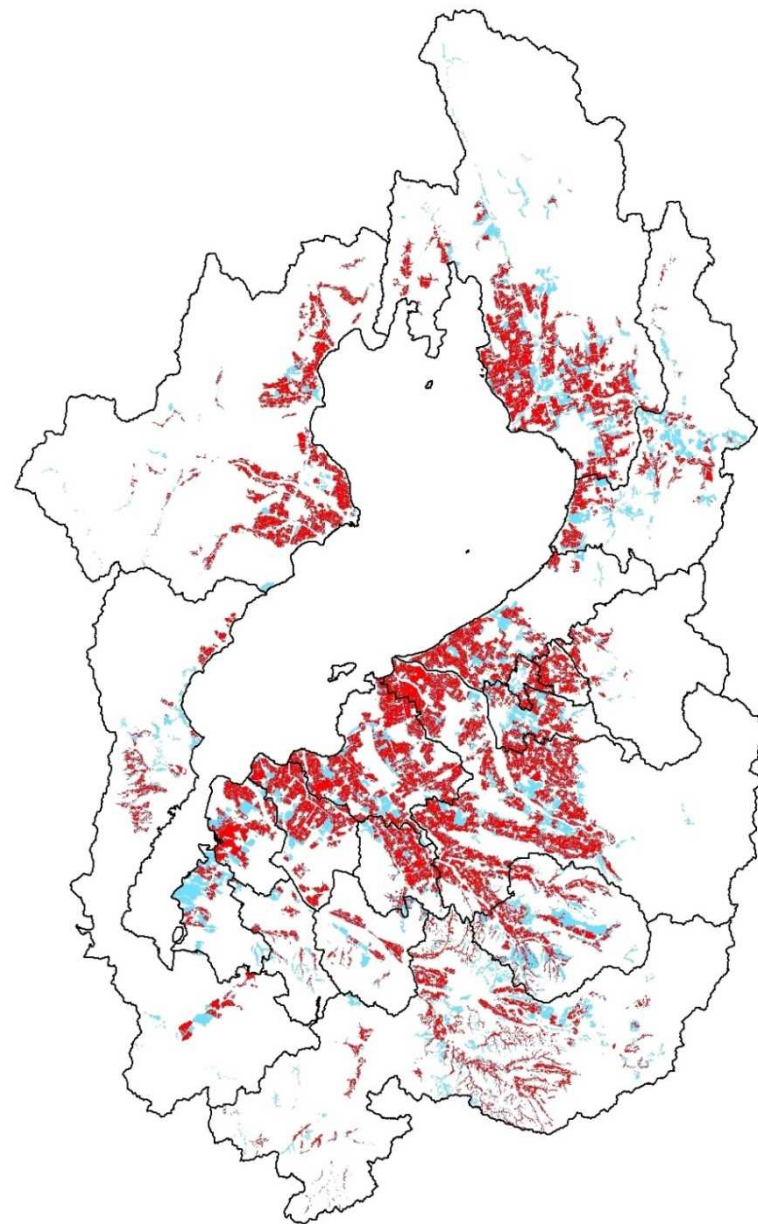
赤色

本対策に取り組んでいる農地
（農地維持支払）

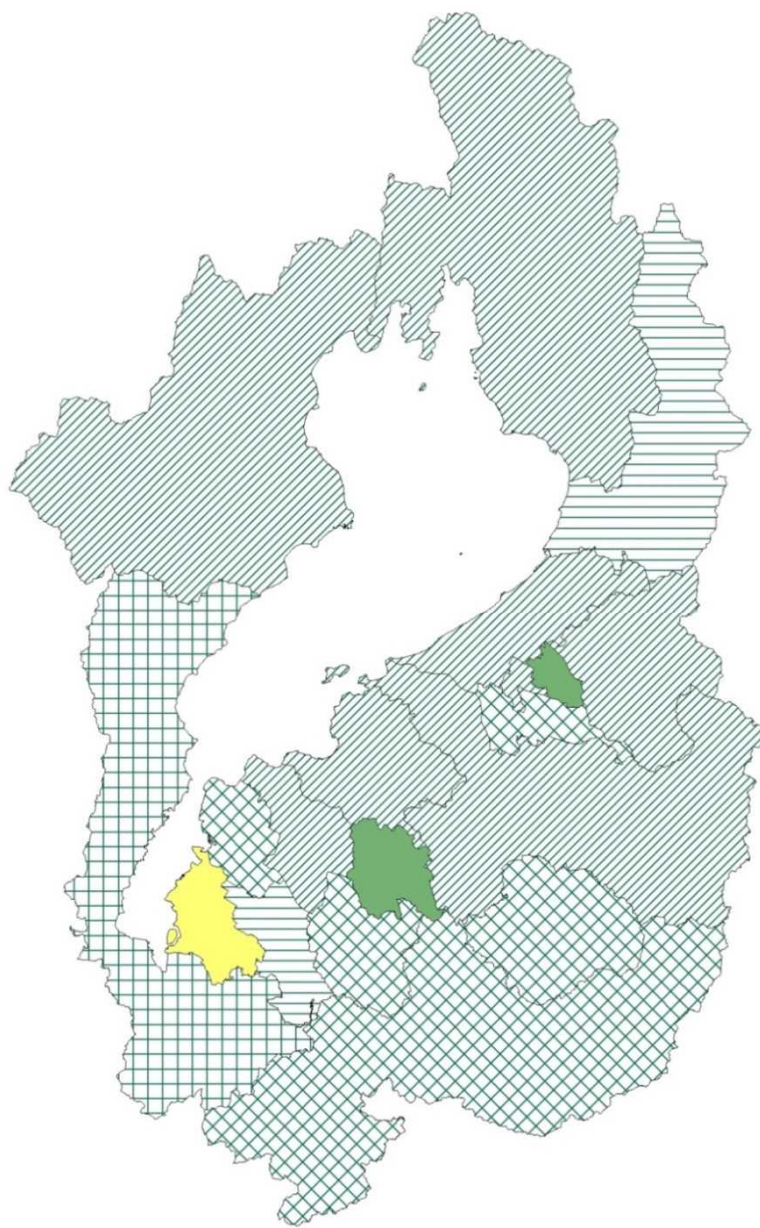
36,035ha

カバー率 = (取組面積 - 白地面積)
／農振農用地面積

県全体カバー率 = (36,035 - 99)
／51,531
= 70%



平成28年度の取組状況【市町毎のカバー率】



・ 県全体のカバー率：70%

・ 取組の高い市町

甲良町：84%

竜王町：80%

野洲市：79%

東近江市：78%

高島市：78%

豊郷町：77%

・ 取組の低い市町

草津市：27%

栗東市：46%

米原市：49%

■ 80%以上

▨ 40 ~ 49%

▧ 70 ~ 79%

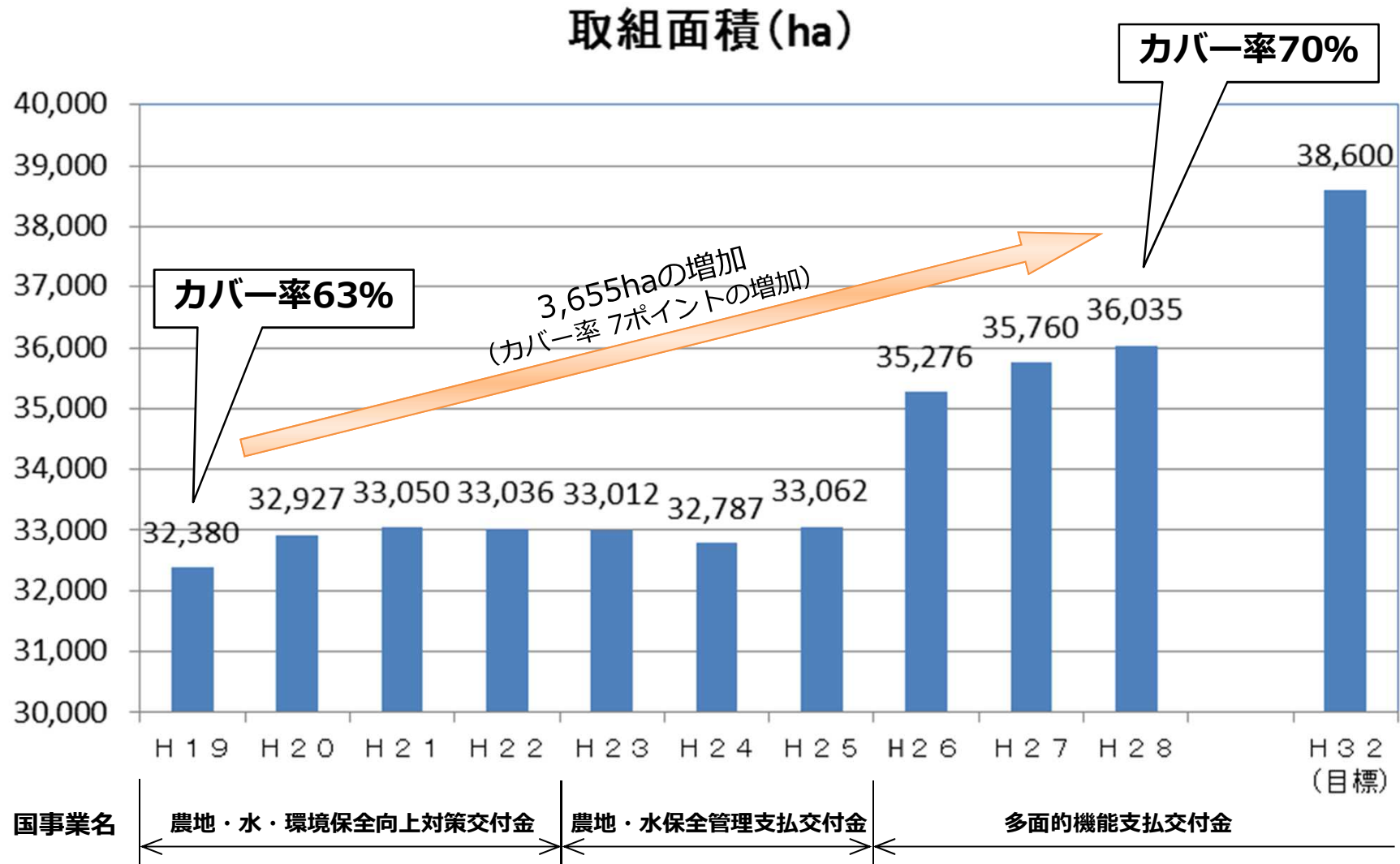
▩ 30 ~ 39%

▤ 60 ~ 69%

■ 20 ~ 29%

▦ 50 ~ 59%

平成28年度の取組状況【取組面積の推移】



平成28年度の取組内容

①保全対象施設

施設名	施設量	全 体
水 路	(7,911) 7,978 km	約12,000 km
た め 池	(597) 602 箇所	1,551 箇所
農 道	(4,167) 4,209 km	約3,637 km (農道台帳管理延長)

※農道の延長については、従来から管理されている集落道等も計上されており、農道台帳を超える延長となっています。

()の数値は平成27年度

平成28年度の取組内容

②資源向上支払（共同）の取組内容

項目	組織数	活動内容
農村環境の保全のための活動	(792) 802	(主な取組)
		・水田からの排水（濁水）管理 [実施率 99.6%] ※
		・水質モニタリングの実施・記録管理 [実施率 99.6%] ※
		・生物の生息状況の把握 [実施率 69.3%]
		・施設等の定期的な巡回点検・清掃 [実施率 29.3%]
		・景観形成のための施設への植栽等 [実施率 26.6%]

※ 畑が農用地の7割以上を占める場合は、他の水質保全活動を実施しているため100%にならない

()の数値は平成27年度

平成28年度の取組内容

③資源向上支払(長寿命化)および高度な農地・水保全活動の取組内容

	取組内容	組織数	事業量
資源向上支払(長寿命化)	・水路補修	(77) 70	(9,290) 5,073m
	・水路更新	(39) 43	(4,381) 2,602m
	計		(13,671) 7,675m
高度な農地・水の保全活動	①農業用水の保全		
	・循環かんがい施設の保全等	(3) 3	(162) 162ha
	・水路への木炭等の設置	(1) 1	(55) 55m
	②農地の保全		
	・グリーンベルト等の設置	(6) 6	(78) 78m
	③地域環境の保全		
	・水田魚道の設置	(7) 6	(23) 17箇所
	・生息環境向上施設の設置	(6) 6	(19) 19箇所
	・生物移動経路の確保	(2) 2	(10) 10m
	・水環境回復のための節水かんがいの導入	(1) 1	(0.9) 0.9ha
	・カバープランツ(地被植物)の設置	(3) 3	(435) 435m ²
	・専門家による技術的指導の実施	(6) 5	(8) 7回

()の数値は平成27年度

平成28年度の研修・普及啓発の実施状況

◇活動組織向けの研修会の開催

座学



開催回数：延べ 10回

参加者数：延べ 955人

現場研修



平成28年度の研修・普及啓発の実施状況

◇田んぼだいすきふるさと農村 こども絵画コンクール

対 象：県内小学5年生
応募数：681作品

☆知事賞
「ニゴロブナの稚魚放流」



☆県教育長賞
「今年もたくさん実ったぞ！」



☆滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全
推進協議会会長賞 「春の田おこし」



平成28年度の研修・普及啓発の実施状況

◇にぎわう農村フォトコンテスト

対象：一般

応募数：86作品

自慢したい農村風景部門グランプリ 「みんなの河川」



笑顔あふれる交流部門グランプリ 「稲こぎ体験」



平成28年度の研修・普及啓発の実施状況

◇人・生きものにぎわう農村フォーラム“2016”

H28.11.23 会場：ビバシティホール 参加者数：108人

開催状況



【優良事例発表】

伊庭町環境保全の会

(農業農村整備優良地区コンクール

農林水産大臣賞受賞)

【基調講演】

地元学の実践による地域の活性化

(東京農工大学大学院客員教授 福井 隆氏)

【表彰式】

- ・ 田んぼだいすきふるさと農村こども絵画コンクール
- ・ にぎわう農村フォトコンテスト



平成28年度取組面積の維持・拡大を図るための取組

1. 活動組織の広域化の推進

◇活動組織の広域化とは

- ・市町単位や土地改良区単位など広域エリアにおいて、同エリア内にある複数の既存活動組織（または集落）により組織を設立すること
- ・対象とする農用地面積が200ha以上（中山間地域等の条件不利地域は100ha以上）の規模が条件

◇県内の広域化の状況（H28年度現在）

組織数：7組織（集落数：60集落）

対象面積：2,922ha

2. 報告書作成支援システムの普及

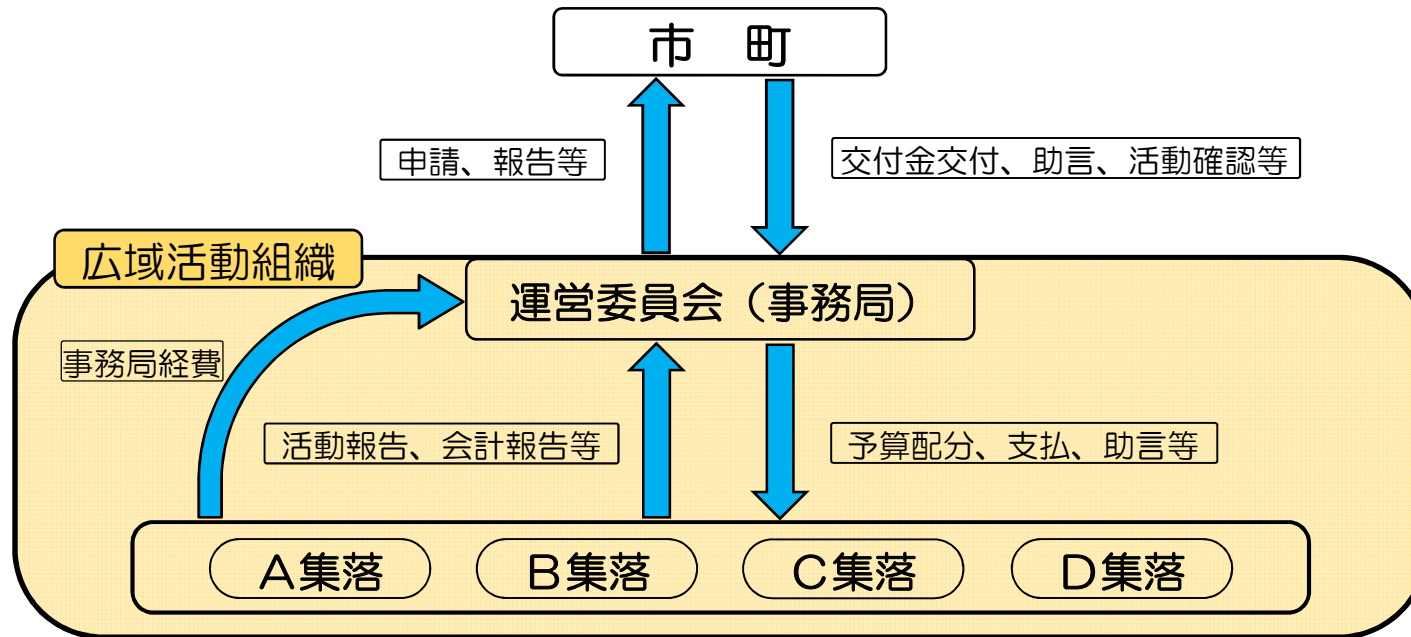
◇報告書作成支援システムとは

- ・活動組織の事務作業軽減を図るためにH27年度に開発したシステム

平成28年度取組面積の維持・拡大を図るための取組

1. 活動組織の広域化の推進

◇広域化のイメージ



平成28年度取組面積の維持・拡大を図るための取組

1. 活動組織の広域化の推進

広域化のメリット

- ・市町に提出する申請・報告書類の作成を広域事務局が行うため、集落の書類作成作業が大幅に軽減する
- ・リーダー不在等を理由に活動に取り組めない集落が広域活動組織に加わることにより活動に取り組むことが可能となる
- ・管内の活動組織数が減少することにより、活動組織からの申請・報告書類の量が減少し、市町の事務処理量が軽減する

広域化のデメリット

- ・広域事務局運営経費を各集落の交付金から出し合う必要があるため、特に面積が小さい集落では活動が縮小する場合がある
- ・活動が広域事務局任せとなり、集落内の活動への参加率が低下する恐れがある
- ・土地改良区が事務局を担う場合、土地改良区の業務量が増大する

平成28年度取組面積の維持・拡大を図るための取組

1. 活動組織の広域化の推進

- ◇ 「活動組織の広域化に係る課題検討会」を設置し、広域活動組織の活動要件等の明確化やメリット措置を検討
 - ・ 必須活動である生態系保全や水質保全活動に取り組む際の実施場所や実施頻度などを検討
 - ・ 資源向上支払（長寿命化）の活動要件の緩和
- ◇ 県市町担当者会議や推進協議会の総会、幹事会において、広域化の先進的な取組事例を紹介するなどして理解促進を図った
- ◇ 制度を説明するパンフレットに広域化のイメージやメリットを掲載し、広域化をPR



☆ H29年6月に東近江市において広域活動組織が設立
148組織→1組織

平成28年度取組面積の維持・拡大を図るための取組

2. 報告書作成支援システムの普及

- ◇活動組織の事務作業軽減を図るための当システムの特徴
 - ・作業日報等に入力するだけで必要な資料が全て作成できる
 - ・Excel をベースにしているので操作が簡単

- ◇平成28年度は当システムの普及を図るため、システム取扱説明会を県内6ヶ所で上半期・下半期それぞれ1回ずつ述べ12回実施
 - ・参加者数 延べ157人

- ◇システムの導入状況
 - ・68組織（前年度より53組織増）

平成28年度の成果と課題

1. 成果

◇取組面積の増（17組織 275ha）

H27 847組織 35,760ha



H28 864組織 36,035ha

市町と連携し未取組集落への働きかけを行ったこと等から、取組面積が増加し更に広い範囲で地域資源の適切な保全管理が実施された。

2. 課題

◇平成28年度を取組面積は、前年度の比べ275ha増加しているものの、取組拡大は鈍化している状況。

この主な原因は次のとおり。

- ・事務作業を担う人材不足により集落の合意形成が図れない事例が多い
- ・高齢化により一集落だけでは地域資源の保全管理が困難になってきている
- ・事務作業の負担により活動継続を断念する組織がある

平成28年度の成果と課題

3. 対応方針

◇活動組織の広域化の更なる推進

取組面積の拡大と持続可能な活動体制の構築を目指し、活動組織の広域化の更なる推進を図る。

- ・広域化を検討している市町（平成29年度以降）

近江八幡市、高島市、米原市、草津市、彦根市、多賀町

◇多様な主体（企業、大学等）との連携促進

特に中山間地域では人が少なくなり地域資源の保全管理活動の実施が難しくなっているため、中山間地域等における活動の継続を目的として、企業や大学等の多様な主体との連携を促進させる制度の検討を行う。